

| 【現行】維持補修用機械標準仕様書 機械名) 散水車 A 平成 28 年 8 月 | 【改定】維持補修用機械標準仕様書 機械名) 散水車 A 令和 4 年 7 月 | 備考 (改定概要) |
|--|--|-----------|
| <p data-bbox="353 320 786 357">維持補修用機械標準仕様書</p> <p data-bbox="434 523 689 555">機械名) 散水車 (A)</p> <p data-bbox="353 1150 786 1342">東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p> | <p data-bbox="1263 309 1695 346">維持補修用機械標準仕様書</p> <p data-bbox="1339 523 1594 555">機械名) 散水車 (A)</p> <p data-bbox="1263 1150 1695 1342">東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p> | |

改定等履歴

| 改定等年月 | 種 別 | 改定等概要 |
|--------------|---------|--------------|
| 平成 17 年 4 月 | 制定 | 性能規定化に伴う改定 |
| 平成 17 年 10 月 | 名称変更 | 民営化に伴う社名変更 |
| 平成 18 年 4 月 | 名称変更 | 民営化に伴う社名変更 |
| 平成 23 年 7 月 | 規定値変更 | 排ガス規制に伴う変更 |
| 平成 26 年 7 月 | 規定内容等変更 | 積載物の明確化に伴う変更 |
| 平成 28 年 8 月 | 部分変更 | 仕様全体見直しに伴う改定 |

本仕様書の適用は以下のとおりである。

東日本高速道路株式会社 平成 28 年 8 月
 中日本高速道路株式会社 平成 28 年 8 月
 西日本高速道路株式会社 平成 28 年 8 月

改定等履歴

| 改定等年月 | 種 別 | 改定等概要 |
|-------------------|-------------|-------------------------|
| 平成 17 年 4 月 | 制定 | 性能規定化に伴う改定 |
| 平成 17 年 10 月 | 名称変更 | 民営化に伴う社名変更 |
| 平成 18 年 4 月 | 名称変更 | 民営化に伴う社名変更 |
| 平成 23 年 7 月 | 規定値変更 | 排ガス規制に伴う変更 |
| 平成 26 年 7 月 | 規定内容等変更 | 積載物の明確化に伴う変更 |
| 平成 28 年 8 月 | 部分変更 | 仕様全体見直しに伴う改定 |
| <u>令和 4 年 7 月</u> | <u>仕様変更</u> | <u>ノズル形状の変更 (西日本のみ)</u> |

本仕様書の適用は以下のとおりである。

東日本高速道路株式会社 平成 28 年 8 月
 中日本高速道路株式会社 平成 28 年 8 月
西日本高速道路株式会社 令和 4 年 7 月

2-5 主要性能

本車両の散水性能は以下の数値を満足するものとする。なお、後方散水量は作業速度に同調して、一定に散水できるものとする。

- | | |
|----------|---|
| (1) 作業速度 | 0～60 km/h (前方散水用) 30～60 km/h (後方散水用) |
| (2) 散水幅 | 0.3～6 m (前方散水用) 3～8 m (後方散水用) |
| (3) 散水量 | 0.08～0.12 L/m ² (後方散水用) (設定：0.01 L/m ² ごと) |
| (4) 散水圧 | 1,000 L/min 以上 (両側前方散水用) 0.4 MPa 以上 (両側前方散水用) |

2-6-3 散水装置・配管

(2) 仕様

(a) 散水ノズル

数量 2個 (前方)
2個 (後方)

各ノズルは自在に噴射角度を調整し、散水幅0.3m～6m (前方) 3m～8m (後方) を調整できるものとする。

(b) 散水用開閉バルブ

散水用配管の左右1か所以上に設け開閉制御されるものとする。

2-5 主要性能

本車両の散水性能は以下の数値を満足するものとする。なお、後方散水量は作業速度に同調して、一定に散水できるものとする。

- | | |
|----------|---|
| (1) 作業速度 | 0～60 km/h (前方散水用) 30～60 km/h (後方散水用) |
| (2) 散水幅 | 0.3～6 m (前方散水用) 3～8 m (後方散水用) |
| (3) 散水量 | 0.08～0.12 L/m ² (後方散水用) (設定：0.01 L/m ² ごと) |
| (4) 散水圧 | 1000 L/min 以上 (両側前方散水用・標準型) ^{※1} 1000 L/min 以上 (前方散水用・前方貝型) ^{※2} 0.4 MPa 以上 (両側前方散水用) |

※1 東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社に適用する。

※2 西日本高速道路株式会社に適用する。

2-6-3 散水装置・配管

(2) 仕様

(a) 散水ノズル

(イ) 標準型^{※1}

数量 2個 (前方)
2個 (後方)

各ノズルは自在に噴射角度を調整し、散水幅0.3m～6m (前方) 3m～8m (後方) を調整できるものとする。

(ロ) 前方貝型^{※2}

数量 4個 (前方) 形状 貝型 (前方)
2個 (後方) 貝型 (後方)

各ノズルは自在に噴射角度を調整し、散水幅0.3m～6m (前方) 3m～8m (後方) を調整できるものとする。

なお、前方散水は新雪 (2cm 程度) の融雪や、落ち葉の除去が可能な仕様とする。

(b) 散水用開閉バルブ

(イ) 標準型^{※1}

散水用配管の左右1か所以上に設け開閉制御されるものとする。

(ロ) 前方貝型^{※2}

各散水ノズルが自在に開閉制御できる構造とする。

※1 東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社に適用する。

※2 西日本高速道路株式会社に適用する。

【現行】維持補修用機械標準仕様書 機械名) 散水車 A 平成 28 年 8 月

【改定】維持補修用機械標準仕様書 機械名) 散水車 A 令和 4 年 7 月

備考

維持補修用機械標準仕様書
検査方案書

機械名) 散水車 (A)

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

維持補修用機械標準仕様書
検査方案書

機械名) 散水車 (A)

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

2-2-6 前方散水量性能検査

(1) 検査内容

規定値どおりの前方散水量が確保されていることを確認する。

(2) 検査方法

(a) 給水ポンプの吐出量を最大設定にする。

(b) 大型万能車または、試験装置に高圧洗浄装置を接続し、装置を稼働させる。

(c) 停止状態にて前方ノズル 2 個から散水を開始し、安定したらタンク目盛りで 1, 0 0 0 L 吐出する時間を時間計測器 (ストップウォッチ等) で計測する。

(3) 検査基準

(a) 4 回測定した時間を平均し、1 分間あたりの散水量に換算する。

(b) 算出された散水量が 1, 0 0 0 L/m i n 以上であること。

2-2-7 前方散水圧性能検査

(1) 検査内容

規定値どおりの前方散水圧が確保されていることを確認する。

(2) 検査方法

(a) ノズル直前に圧力計を取付ける。(図 1)

(b) 給水ポンプの吐出量を最大設定にする。

(c) 大型万能車または、試験装置に高圧洗浄装置を接続し、装置を稼働させる。

(d) 停止状態にて前方ノズル 2 個から散水を開始し、圧力計にて圧力を読取る。

(3) 検査基準

測定圧力が 0. 4 MP a 以上であること。

2-2-6 前方散水量性能検査

(1) 検査内容

規定値どおりの前方散水量が確保されていることを確認する。

(2) 検査方法

(a) 給水ポンプの吐出量を最大設定にする。

(b) 大型万能車または、試験装置に高圧洗浄装置を接続し、装置を稼働させる。

(c) -1 停止状態にて前方ノズル 2 個から散水を開始し、安定したらタンク目盛りで 1, 0 0 0 L 吐出する時間を時間計測器 (ストップウォッチ等) で計測する。*¹

(c)-2 停止状態にて前方ノズル 4 個から散水を開始し、安定したらタンク目盛りで 1, 0 0 0 L 吐出する時間を時間計測器 (ストップウォッチ等) で計測する。*²

(3) 検査基準

(a) 4 回測定した時間を平均し、1 分間あたりの散水量に換算する。

(b) 算出された散水量が 1, 0 0 0 L/m i n 以上であること。

※1 東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社に適用する。

※2 西日本高速道路株式会社に適用する。

2-2-7 前方散水圧性能検査

(1) 検査内容

規定値どおりの前方散水圧が確保されていることを確認する。

(2) 検査方法

(a) ノズル直前に圧力計を取付ける。(図 1)

(b) 給水ポンプの吐出量を最大設定にする。

(c) 大型万能車または、試験装置に高圧洗浄装置を接続し、装置を稼働させる。

(d) -1 停止状態にて前方ノズル 2 個から散水を開始し、圧力計にて圧力を読取る。*¹

(d)-2 停止状態にて両側前方ノズル 2 個から散水を開始し、圧力計にて圧力を読取る。*²

(3) 検査基準

測定圧力が 0. 4 MP a 以上であること。

※1 東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社に適用する。

※2 西日本高速道路株式会社に適用する。